１９９５．９．２１

農業企業化経営シンポジューム講演要旨

日本における農業経営企業化の理念と実践

鹿児島大学農学部　大西　緝

Ｉ．はじめに

大変重要だが困難なテーマを頂いた。「農業経営企業化」をどのように理解するか，その「理念[1]」とは何か。正直なところ，この設問に真正面に回答する能力はない。とりあえず本報告では，以下のように問題意識と視角からこのテーマに接近してみたい。

１．企業的な経営を模索する背景

（１）新しい農業経営者の自立化運動＝農家（家族経営）の再生産の危機

創設自作農（農家）は，米を中心とする主要食糧の国内自給を達成するまでは活力を保持したが，農産物の相対的な過剰現象（１９７０年以降）による農産物の交易条件の低下（収益性の低下）がインパクトとなって，日本の家族経営が内在的に抱えてきた「個の確立の未成熟性」の問題が顕在化し，家族経営の再生産が困難となってきた。一方，主体的に農業を職業として選択し本格的な経営者を志す新しい農民（企業的農家）が出現してきた。

（２）ウルグアイ．ラウンド体制下における農産物の国際競争・産地間競争の激化

多くの農業関係者の反対を押して，ガット・ウルグアイ・ラウンドの受け入れが決まり，日本の聖域とまでいわれた米の輸入自由化も本格的に開始された。今後はあらゆる作物が国際市場における競争にさらされるとともに，国内的にも産地間競争は一段と激化し，農家は単なる生産者から企業マインドを持った経営者への脱皮が迫られている。

（３）基本法農政の限界性と新しい農政の模索

以上のような日本農業をとりまく内外の諸情勢から判断して，もはや現行の農業基本法による農政の推進は限界にきており，新しい農業基本法の制定が焦眉の課題となっている。とりわけ農業経営の新しい担い手の育成が重要となるが，その際，

企業的経営を本格的に育成するための支援機能の整備が要求される。

2．農業経営企業化の分析視角

（1）「わが国の社会は，的，性，化，合の順で時代が移行している」[2]といわれている。具体的にみると，「的」は戦後のアメリカ的等，「性」は1960年前後からの生産性，方向性等，「化」は1973年のオイルショック以降の情報化，高齢化等，そして「合」はこれからの「異質のモノを結びつけて新しいものを造っていく時代へと展開している」という認識である。今からの時代は，「複数のものを結びつけて新しい動きをつくるカタリスト（触媒人）の存在が重要になっている」。すなわち，「カタリストの差が地域の差になる」という考え方である。

農業経営の「企業化」についても同じような視角から本格的な分析と提案を必要とする時代に入っている。

（2）このような社会経済的な背景のなかで，日本においても農業経営の企業化の模索が始まっている。これは産業社会における農業の近代化路線としての必然的な帰結でもあるが，企業的な経営の確立という単一路線に限定してよいかどうか[3]については，なお問題を残していると考えられる。しかし，それを承知のうえで，本報告では日本における農業近代化路線の主要な筋道としての経営企業化の実態を確認するとともに，今後における展開の可能性，条件及び課題等を整理する。

（3）「農業経営企業化の理念」については，現段階での公式の見解は示されてはいない。いずれ「農業基本法」の見直しの過程で明確にされるものと思われるので，とりあえず新政策の検討経過等のなかで議論された考え方を援用しつつ，農業経営の企業化の方向について考察する。

Ⅱ．農業経営の企業形態と企業化の理念

1．農業経営の企業形態とその動向

（1）「企業の経営制度は，手工業→問屋制工業→工場制工業へと発展し，資本収益性原則（最大の利潤獲得を目標）に基づく企業が成立するのは工場制工業経営制度の段階に至ってである」[4]。また，「日本の農家の特徴は，所有と労働が一致し，家計と経営が未分離の状態であり，生活的合理原則（生活維持のための営利活動）

に基づいており，企業以前の手工業経営制度に相当する」。

一般に企業の経済形態と法律形態は区別される。図１はその対応関係を示したものである。「日本における土地利用型農業では，制度的に認められているのは，個人企業，封鎖的共同企業である有限会社や生産共同組合，公企業である」。

また，『図２は，農業における企業形態を配置したものである。・・・家族労働力による農業経営という意味で，「農家」も家族経営の一種に違いないが，日本の場合は独特の性格をもっている。日本の「農家」では，家計と経営が未分離の例が多く，家族の労働に対する評価や家産（農地）継承においてイエ的思考がいまだに強く反映している。・・・図２の「家族経営」は家計と経営が分離し，近代的家族関係に基づく「本来的家族経営」を意味し，「農家」とは異なるものとして示している。・・・「農家」から「企業経営」へ展開される筋道としては，Ａ，Ｂ，Ｃの３つのコースが考えられる。』

（２）農業経営の企業形態は多様であるが，近年はその傾向がさらに高まっている。農業統計では１９５０年以来「農業事業体＝農業を営む世帯又は世帯以外の事業所」という名称を使って，農業経営体を把握してきた。また，９０年センサスで初めて「農業サービス事業体＝農業事業体から委託を受けて農作業を行う農業生産組織，農協，地方公共団体，会社，個人業者等のうち，農業事業体（農家及び農家以外の農業事業体）を除くすべて事業所」の調査が行われた。

松木[5]は農業経営体の理論的概念を「農業における協業労働力と生産手段の社会的結合単位（生産単位）として機能する経済的組織体」と規定している。さらに，『農業事業体は「農業を営む」ことと「事業所」であることの二つの要件をもっている』との考え方に基づき，「農業サービス事業体も農業を営む事業所＝農業経営体」としてとらえ，表１のように家族協業経営体，個人企業体農業経営体，会社企業農業経営体，集団農業経営体，農協・自治体・公社の５つの農業経営体を統計的に再整理している。同表から読み取れるように，１９９０年の総農業経営体数は，３９１万４，３６２で，その９８％は家族協業経営体である。

家族協業経営体は表２のように，農業専従者不在経営，高齢者農業専従経営，女性農業専従経営，家族農業専従経営，雇用型家族農業経営（個人企業体農）に区分できるが，その総数は１９８５年から１９９０年の５年間に９．３％減少している。また，その６４％は農業専従者不在経営であり，家族農業専従経営（中核農家）は２７％減少したのに対し，高齢者農業専従経営は１５％増加して総数の１２％を越えた。

一方，雇用型家族経営（個人企業体農）は７％増加し，特に年雇いを雇用した経営は１９８０年から１９８５年の５年間に２７％増加している。このような企業的

経営の拡大傾向は，会社企業経営体（１９９０年度は3，０９０で全体の0．６％）で著しく，１９７０年から１９９０年の２０年間に６４％の増加を示している。

２．農業経営企業化の理念

（１）農業基本法に見る農業経営の理念

農業基本法の前文には「農業経営者の自由な意志と創意工夫を尊重しつつ，農業の近代化と合理化を図って，農業従事者が他の国民各層と均衡する健康で文化的な生活を営むことができるようにすることは・・・国民の責務に属するものである」。とし，さらに「農業の向かうべき新たなるみちを明らかにし，農業に関する政策の目標をしめすため，この法律を制定する」と明記している。

この農業基本法が具体的に育成目標とした農家像が「自立経営」であった。自立経営は，①正常な構成の家族のうち農業従事者をほぼ完全に就業せしめる規模，②当該農業従事者が他産業従事者と均衡する生活を営むことができるような所得を確保し得るものであり，具体的には，所得を基本に勤労者世帯当たりの所得と農家の所得を比較している（一人当たり所得の比較ではない）。

（２）新しい農業経営体が目指す経営理念

「自立経営」の理念に対して新政策が育成を目指す「経営体」は，主たる従事者個人でみるとともに，老後の保障も含めた生涯所得で比較する。そこでは，①他産業並の労働時間を前提に，②所得については，主たる従事者一人当たり生涯所得でも他産業従事者と遜色のない水準を目標としている。すなわち，企業マインド，経営マインドをもった経営体（個別経営体，組織経営体）の育成を目標に掲げ，農業が産業として成り立つための前提として，①他産業並の所得（年間1，０００万円，生涯２～３億円以上），②他産業並の労働時間（一人年間2，０００時間以内），③労働基準法に適合する労働条件の実現という三つの側面から検討している。

これと連動して，農業会議所においては，「新政策はわが国農業のイメージ開発だ」，「１１兆円産業であるこの農業を新しい時代の中でどういうふうに位置づけていくのかということが一番大事」であるとの認識に基づき，「職業として農業を選択し得る魅力のあるものにすること」を一つのキーワードとして，新しい経営体の育成に取り組んでいる[6]。

以上のような新政策が目標とする経営体は，本報告で要請されている「企業的経営」あるいは「経営の企業化」でイメージされている方向と同質のものであるかどうかは判然としない。しかし，少なくとも従来までの「農家」あるいは「自立経営」とはその性格，理念，経営目標等は異なると思われる。

一般に「企業活動」とは，不確実な危険負担（リスク）を前提とした投下資本による利潤の獲得を目的とする経済活動である。この精神を保有した農業経営者をさし当たり「農業企業者」と呼ぶとするならば，彼らは「農家＝単なる業主」とは基本的に異なる性格，経営目標を持つ新しい農業経営者といえよう。すなわち「農業企業者」は，農業生産力の増大，生産性の向上，生産物の付加価値の増大及び販売過程の合理化等において，危険負担を伴う革新的な技術とシステムを導入して，従来までの均衡状態を破ることによって，先駆的な利潤の確保を目指す経済主体である。

なお，近世以降の封建領主，明治維新以降の老農や地主階級並びに近年の自立経営農家の中にも，農業生産面で企業的活動に類似した経営行動が存在している。しかしその活動領域は，①開墾，干拓のように耕境外の土地を耕境内に引き入れるための土地資本投下による収益の増大，②一連の土地改良に見られる既耕地への投資による単収水準の増大による収益の増大，③品種改良，生産技術の革新による単収，品質及び生産性の改善による収益の増大等に見られるように，その大部分が生産過程に限られていた。

これに対して，現在の農業企業者の活動領域は，生産から加工，販売までの全過程に及ぶだけでなく，雇用労働による経営の展開並びに新商品の開発等を含めた関連産業をも睨んだ総合的な経済活動を行う点に異質性が認められる。

Ⅲ．農業経営者運動の経過と課題

農業経営企業化の実践については，全国各地において様々な形で挑戦されているが，ここでは，その代表的な組織である全国農業者経営協会の経営者運動(7)を通して，その実態を確認することとしたい。

1．経営者運動の歴史と全国農業者経営協会の概要

（1）農業経営者運動は，表3に示すように１９５７年に徳島県のみかん農家が所得税対策として法人化を志したことが直接の契機となった。農業委員会系統組織は，経営の合理化，近代化の有力な手段ととらえ，これを支援してきたことが農業生産法人制度制定の原動力となった。１９５８年には国農業生産法人研究会が設立され，１９６５年には全国農業経営近代化協会が設立され，さらに１９７４年の全国農業経営者協会の設立へと展開し，農業経営者間の研修・研鑽のための自主的組織として発展するとともに，作目別の経営者会議が相次いで設立され今日に至っている。

（２）全国農業経営者協会（以下，「協会」という。）は，表４に示すように１９９４年現在で１８０の機関と６万人の会員を擁する組織になっている。

協会は，研究大会やトップセミナーなどの研修・研鑽活動と合わせて，先進的な専業経営体に焦点を当てた政策の実現を求める農政活動を推進している。

また，近年の活動の特徴は，「若者に魅力ある農業経営の確立」をめざして，「若者よ農業に来れ」「農業経営者インターン制度」「２１世紀農業経営イメージ開発委員会」などの活動を推進している。

また，協会の具体的な活動の一つとして，「アグリマネージメントスクール」を開校し，簿記記帳と分析等の指導を行っているが，これと関連して都道府県では，「経営知識普及・指導事業」を実施している。

なお，協会でも農水省及び全国農業会議所の支援のもとに，農業の近代化及び農業経営の企業化を推進するための方策として，農業経営の法人化，家族経営協定の推進，農業者年金制度の充実に取り組んでいるが，その概要は以下の通りである。

２．法人化の推進

（１）「新政策」では，「経営管理能力，資金調達力，取引信用力及び雇用労働関係の明確化と労災保険などの適用による雇用労働者の福祉の増進や新規就農者の確保がより容易となるという利点を踏まえ，以下の施策により法人化を推進する。」として，「①家族農業経営については，その経営管理面を充実強化し，必要に応じて一戸一法人化。②生産組織などについては，経営の効率化，近代化を図り，熟度の高いものから法人化。③労働力の周年消化，財務基盤の強化，幅広い人材活用が図られるよう，農業生産法人の仕組みの整備。④農業経営の法人化に向け，法人の設立・運営の指導，金融・税制面の支援措置などの整備をおこなう。」の４点を掲げ，経営形態の選択肢の拡大に務めることを明確にしている。

（２）農業経営の法人化に対する先進的な農業者６．４７２名に対するアンケート調査結果（１９９３年）では，既に法人化しているは約５％，法人化を目指しているは約２１％であり，現段階では法人化する考えはないが約６３％で圧倒的に多い。また，農業生産法人の動向は，図３に示すように次第に増加しており，１９９４年現在で３．８９９（有限会社２．５７３，農事組合法人１，３０８）に達している。これを組織別・主要業種別にみると表５のようになり，畜産関係，その他（花卉等）の業種における伸びが目立つ。

（３）一口に農業経営の法人化といってもその形成過程や形態は多様である。その複雑な法人経営の類型化を試みた酒井(8)は，土地利用型の農業経営法人を対象にその形成プロセスと企業形態によって表６のように整理している。すなわち，企業形態を出資者の構成，閉鎖性の範囲によって６つに区分し，さらに法人の形成プロセスを，農民展開型，地域関与型，インテグレート型，公共型の４つに区分し，そのマトリックスとして２４に分類している。

なお，農業法人の目的，事業内容，会員数及び年会費等に関して，具体的な法人の事例に即して整理したものが表７である。

（４）法人化のメリットとデメリット

法人化のメリットについては，①家計と経営の分離，②対外的な信用力の向上，③資本の集中と効率化，④就業条件の近代化（労働時間，休日等の明確化，構成員の役割分担の明確化，労働の適正評価等），⑤法人税の適用による節税効果，⑥社会保険制度の適用による福祉厚生水準の担保，⑦農地権利の取得，⑧相続問題の解消（経営の永続性の担保）等が考えられる。一方，デメリットについては，①相続税・一括生前贈与の納税猶予の特例が受けられなくなる，②所得が少ない場合（７００万円以下）は法人化することによって，かえって税金が高くなる。③法人は兼業を認めていないので，兼業農家としての継承ができなくなる。④記録，手続き等の事務が煩雑になる等である。

しかし，メリットになる事項についても，法人化を目指す農家等が一定の条件を満たし，然るべき手順を踏んで経営成果をあげた場合に確保できるものであり，大部分の兼業農家や零細専業農家が法人化をためらう背景もここにあるといえよう。

３．家族経営協定の推進

（１）家族経営の近代化の方向として重要なポイントは，経営体の発展に必要な法人化と併せて経営体を構成する個の確立である。個の確立の手段としては，フランスの共同経営体及びドイツの農場譲渡契約制度等が参考になる。しかし，日本には独自の風土や歴史もあるので，その条件に合ったやり方が模索され，１９６４年頃から「家族協定」の重要性に対する認識が高まっている。

（２）１９６７年に全国農業会議所から出された「家族協定農業の普及推進に関する新要項」では，①後継者の農業労働を適正に評価する。②後継者の経験に応じて，少しずつ経営参画を促す。③円滑に世代交代をするために経営移譲を適正に行う。④兄弟姉妹等で相続上の関係を調整し，経営の細分化を防止する。⑤創意工夫をし

て新しい技術を導入し，生産や経営の改善に努力する。の５項目が明確にされており，これに即して各地で「家族協定農業」の推進運動が展開された。

これらの考え方の基本は，家族経営体構成者としてのパートナーシップの確立を通じての個の確立である。したがって，表８に示すように経営主，後継者間の協定だけではなく，家族経営に参画する女性の地位の確立及び文化的な農家生活の確立に関する「生活協定」の問題にも発展してきている。

4．農業者年金制度の実態

農業者年金制度については，１９６７年の農業委員会組織の全国運動において，「農民にも年金を」を掲げた３５０万人署名運動からスタートしている。１９９１年度の農業者年金加入農家の割合は，図４が示すように戸数で１４％，耕地面積で３２％，粗生産額で４０％である。その後，１９７０年には農業者年金基金法が発足した。図５に示すように１９９３年現在の加入者は４４万人に減少したが，受給者は７３万人に増大し，同年間の受給額は２，１００億円に達している。

Ⅳ．経営企業化の課題と支援方策

1．経営企業化の課題

（１）既に確認したように，日本における農業経営の企業化の展望は，個の確立が未成熟で経営と家計が未分離な多くの家族経営の中から，個の確立に基づき職業として農業経営を選択し企業マインドにあふれた逞しい経営者が，いかなるプロセスを経て，どの程度析出してくるかにかかっている。したがって，これらの企業的な経営者及び経営体（個別及び組織経営体を含む）が析出し再生産しうる客観的な条件をつくっていくことが，当面の最重要課題といえる。

（２）家族経営が逞しい企業的な経営体に脱皮するための基本的な前提条件として，経済的な条件と社会的・制度的な条件の整備が必要である。経済的な条件としては，生産物価格の長期安定性と農業の交易条件の改善がある。しかし，現状の家族経営でも存続しうる条件の整備は，健全な市場原理，競争原理を抑制して企業化への道を閉ざすことになる。一方の社会・制度的な条件としては，経営の法人化，家族協定経営の育成，農業への新規参入者のための規制緩和，流通過程の合理化，土地基盤の整備方式の改革等がある。

2．新政策の推進と農業経営基盤強化促進法の施行状況

（1）農業経営基盤強化促進法の体系

新政策を受けて1993年に農政審は，今後の農業構造・経営対策の基本的な方向として「経営感覚に優れた効率的かつ安定的な経営体が，農業生産の大宗を担う農業構造を確立していくこと」を明らかにした。こうした経営体を今後積極的に育成していくための条件を整備するために施行されたのが「基盤強化関係法」である。なかもで農用地利用増進法を改正した「農業経営基盤強化促進法」（以下，「促進法」という。）は，その中核をなすものである。

促進法は，図6に示すような体系の下に，農地の流動化の促進と併せて，明日の地域農業を担っていく経営体を育成することを目的として，その仕組みを整備している。日野[9]は促進法の特徴として，「現状の企業的な農業経営の実態をみると，必ずしも大規模な土地利用型農業経営だけでなく，施設型あるいは複合型の農業経営によって資本や労働を集約し，小面積でも高い所得を実現している例も少なくない。そのため，今回の改正では，効率的かつ安定的な農業経営の実現という観点から，これまでの大規模土地利用型農業経営に加え，施設型あるいは複合型の農業経営の育成も幅広く対象としている」ことだと解説している。

（2）都道府県及び市町村は，10年後を見通して今後育成していこうとする効率的かつ安定的な農業経営の指標や目指すべき農業構造の目標，さらに，その目標を実現するために実施していく措置を，関係機関・団体との協議を行った上で定めることになっている。また，農業経営改善計画の認定制度は，市町村の基本構想に示された育成すべき農業経営の目標に向けて，自らの農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者が作成する経営改善計画を市町村が認定し，その認定された農業者に対し，支援措置を講じようとするものである。

都道府県基本方針の策定状況は，1994年3月までに全都道府県で完了しているる。また，市町村基本構想のについては，同時期で3，049市町村で策定を終えている。

農業経営改善計画の認定状況は表9が示すように，1995年5月現在で24，916（うち法人1，022）の経営体が認定登録を済ませている。また，特定農用地利用規定の認定状況は，同時期で3つの特定農業法人が登録されている。

3．組織経営体の地域支援システム

新政策では，２０００年までに４～５万の新たな組織経営体を育成することとしている。その可能性についての議論は保留するとして，これらの組織経営体が設立し展開するためには，かなり協力な「地域支援システム」が不可欠であろう。この点を検討した秋山[10]は，図７のような概念図を構想するとともに，組織の設立時に必要な「設立支援」と組織展開時に必要な「運営支援」を区別し，地域の条件を加味して適用する必要性を主張している。また，いくつかの農業生産組織の分析結果から，設立後に直面する主要な課題として，「①法人経営に見合った経営の規模の確保問題，②資本構成の脆弱性の克服と早い時期の資本蓄積問題，③人材の育成・確保及び経営ノウハウの蓄積問題」の３点をあげている。

4．農業基本法の見直しの方向

農政審議会は新政策を具体化するとともに，今後の政策推進の指針として，１９９４年８月に「新たな国際環境に対応した農政の展開方向」をとりまとめた。このなかで農業基本法の見直しも提起しており，その留意点として，①農業基本法がその政策の目標としている農工間格差の是正，選択的拡大，規模拡大や自立経営の育成という考え方の今日的な評価，②農業生産や農業経営に加えて，食料の安定供給や消費者の視点・食料流通・加工など幅広い「食料」という視点の導入，③農業の担い手としての経営体の育成や地域レベルでの意志決定を重視する「新政策」の考え方の農政推進上の位置づけ，④農村の環境整備や活性化などの課題，農業・農村の有する多面的な機能等の位置付け等に関する検討の重要性を明確に指摘している。

Ｖ．むすび

「農業経営の企業化」あるいは「企業的な農業経営」の理念について検討してきたのであるが，依然として曖昧なままですっきりしない。最後に視点を変えて，「元気」をキーワードに，農業経営展開の活力の源泉と展望を探ってみよう。

農民作家の山下惣一氏は，著書「脱サラ農民はなぜ元気」[11]のなかで，生まれながらの農家を「正規軍」，脱サラ農民を「ゲリラ」と呼び，戦意喪失感がただよう正規軍に比べて元気なゲリラたち１０人（この中に坂本さんも入っている）を紹介するとともに，ゲリラの元気の源泉を，①理想と目的をもって農業に参入してきたこと，②村落共同体から自由であること，③自分一代のこととして農業ができる

ことの３点に要約している。そのうえで，「ゲリラの元気さは正規軍による農業再生の大きなヒントになるが，ゲリラが正規軍にとって代わることは決してない」という。

もしそうであるならば，やる気のある正規軍が「ゲリラの元気の源泉」である３つの特効薬（農業経営の主体的選択，地域社会の諸規制からの解放，経営と生活の分離による経済活動の自由度の担保）を使える条件づくりを強力に推進することによって，農業経営を変革する（農業の企業化の）展望が開けることになる。

その際，産業社会のなかで鍛え上げてきた工業における企業経営の論理やマニュアルを農業に適用するには，少なくとも２つの点で留意する必要がある。第一は，農業が土地を中心とした地域資源の利用を前提とする地域に開かれた産業であるため，従来までの多様な利用システムを「創造的に破壊」して新しいシステムに移行するには，一定の時間をかけてゆるやかに変革する必要があるということである。，第二は，農業が生命産業であるという点に配慮して，地域の生態系に照合した体系的な技術開発を行う必要があるということである。したがって，点的な存在として芽生えつつある農業経営の企業化を，面的な存在として定着させ拡大するためには，更なる模索が必要となる。

〔注〕

（１）「広辞苑」第二版，新村出，岩波書店によれば，「理念」とは，「理性によって到達する最高の概念」であって，「認識の目標や限界を定める規制的原理」となっている。また，「理念系」とは，「実在の現象を測定し，比較し，文化的意義を明らかにするための手段」と解釈している。

（２）長谷川文夫，「９５九州平成塾」佐賀市での講演要旨，南日本新聞，１９９５．６．２２

（３）今後における農業経営のあり方については，農業の持つ多面的な機能を健全に維持発展させるという見地に立って，その経営機能や形態の多様性を認める必要がある。しかし，ここでは生産力の主たる担い手としての「企業的な経営」に焦点を当てて，そのあり方を検討する。

（４）酒井富夫，農業の企業形態と法人経営，平成５年度新政策推進調査研究助成事業報告書，農政調査会等，平成６年３月，なお，本項目における記述のカッコ内は，総て同論文からの引用である。

（５）松木洋一，地域農業の多様な経営体把握と組織化の方向，公庫月報，１９９４．４，農林漁業金融公庫

（６）山田豊，新政策は歴史への挑戦，新政策の展開と農業法人の課題，全国農

業会議所，平成５年９月
（７）経営確立対策の課題と農業委員会系統組織の役割，都道府県農業会議事務局長会議資料，全国農業会議所，平成７年５月
（８）（３）に同じ
（９）日野昭男，農業経営基盤強化促進法の概要，公庫月報，１９９４．１，農林漁業金融公庫
（10）秋山邦裕，組織経営体の設立概況と「地域支援システム」，平成６年度新政策推進調査研究助成事業報告書，農政調査会等，平成７年３月
（11）山下惣一，脱サラ農民はなぜ元気，家の光協会，１９９４